



住保機確認第 17-278 号
平成 29 年 12 月 19 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

ニチハ株式会社
代表取締役社長 山中 龍夫 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 能登 義春



平成 29 年 11 月 29 日付けでいただきました「開口部インナーシール工法」に係る申出につきまして、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。
つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
開口部インナーシール工法
2. 工法または建築材料の概要及び条件
外壁開口部において、外壁材とサッシ取り合い部のシーリング性能によらず、防水性能を確保できる工法。
仕様可能な商品・仕様は、センターサイディング（金属サイディング）縦張り/横張りとし、施工方法は、「施工基準書」に従うことを条件とします。
3. 適用地域
全国
4. 適用範囲・部位
木造住宅
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準 第 10 条第 4 項
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該防水工法を用いることを明記ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。